

令和7年第6回農業委員会議事録

令和7年6月25日

下妻市農業委員会

令和7年第6回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和7年6月25日（水） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第6号 現況証明書の交付決定について

第7号 令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第8号 令和7年度 全国農業新聞普及推進実施計画について

4. 報 告

第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己

2番 鶴見 清忠

3番 結束 乾一

4番 野村 操

5番 栗原 三郎

6番 鈴木 政良

7番 中山 悟

8番 吉川 利幸

9番 飯島 晴彦

10番 草間 進

11番 白井 安男

12番 笠島 修

13番 羽賀 茂

14番 齊藤 森一

15番 稲川 広美

16番 飯村 春夫

19番 齋藤 孝夫

欠席委員次のとおり

17番 程塚 裕行

18番 塚田 好克

出席職員次のとおり

局長 広瀬 和男 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 主査 山中 宏

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和7年第6回下妻市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、17名であります。

欠席の届け出は、17番 程塚 裕行 君、18番 塚田 好克 君であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、11番 白井 安男 君、12番 笠島 修 君 の兩名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

本案のうち、処理番号6号につきましては、稲川委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いします。

(稲川 広美 委員 : 退席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、処理番号6号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、6件の申請であります。

はじめに、処理番号6号について、ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、小島地内、8筆、田及び畑、合計 8,819 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。

公益社団法人 茨城県農林振興公社が今月の報告第1号で取得する農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第1号)

処理番号6号 : 齊藤(森)委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、総上小学校から東へ1km圏内にあり、総上・豊加美ほ場整備事業の地域内で水稻の作付けがされていきました。6月18日、譲受人に案内してもらい、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、現地にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。稲川委員の退席を解きます。

(稲川 広美 委員 : 再入室 着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

続いて、ほか5件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

1ページをご覧ください。

処理番号1号、申請地、鯨地内、畑、132 m²、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、五箇地内、田、2,243 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、五箇地内、田、2,530 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、皆葉地内、2筆、田、合計1,376 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、半谷地内、畑、540 m²、申請理由は、自宅に隣接する農地を取得するもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号：結束委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、やすらぎの里公園から南へ約750mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：羽賀委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約1.7kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号：羽賀委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約1.6kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号：羽賀委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、つくばサーキットから東へ約1.2km圏内にあり、水稻の作付けがされていました。6月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号5号：鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から北東へ約 150m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。野村委員。

野村委員

処理番号 2 号、3 号について、家族及び従農者数の欄についての記載が、従農者が 1 人と記載されていますが、耕作面積からすると 1 人というのはちょっと考えにくいと思うのですが。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

こちらの企業は代表取締役が 1 人でございます。その他多数の従業員がいるということですが、従業員の方は従農者にカウントされませんので、その代表取締役 1 名のみがこちらの従農者という扱いになっております。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

野村委員、よろしいですか。

野村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

同じく、処理番号 2 号、3 号についてですが、譲受人は農業法人だと思いますが、この法人の確認というのは、どのようにしているのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(杉田由里子君)

処理番号2号、3号の譲受人の企業の確認ということでは、こちらの企業につきましては、農地所有適格法人として届け出を受けております。一番最近では3月に報告書を受けておりまして、要件が4つありますが、4つの要件とも満たしておりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

処理番号1号、申請地、神明及び北大宝地内、2筆、畑、合計1,937㎡、申請理由は、新規就農による賃借で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。

農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号：中山委員(代理報告)

議案第2号 処理番号1号について代理報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から西へ1km圏内にあり、野菜の作付けがされていました。6月15日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

4ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、南原地内、2筆、畑、合計2,702㎡、申請理由は、事業拡大に伴い車両置場が不足することから、既存車両置場に近い申請地に、車両置場を設けるものでございます。

参考資料は、3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、下妻地内、4筆、畑、合計183.26㎡、申請理由は、倉庫への既存進入路の幅員が狭いため、進入路を拡張するものでございます。

参考資料は、5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、中居指地内、畑、353㎡、申請理由は、自己住宅及び車庫を建築するものでございます。

5ページ並びに、参考資料の、7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、高道祖地内、畑、1,259㎡、申請理由は、日照条件が良好な申請地に、太陽

光発電設備を設置するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となった農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

議案書は、5ページ、参考資料は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非FIT太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:鶴見委員(代理報告)

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、砂沼球場から南西へ約450mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月20日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場を敷地拡張し転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号: 吉川委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、下妻郵便局から南へ約 150m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、進入路を拡張し転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 3 号: 野村委員

議案第 3 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、クリーンポートきぬから南西へ約 350m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、進入路を拡張し転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 4 号: 笠島委員

議案第 3 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南東へ約 350m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6 月 20 日、地区委員 1 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

処理番号 1 号について、お尋ねいたします。事業拡大に伴い、車両置場が不足するので増設という内容ですが、この車両置場は、既存の置場を含めて、車両を改良するような作業が行われるのか等、どのようなことが行われているのかお聞きしたいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えします。こちらの申請につきまして、事業内容は、車両の輸出の事業を行っているものでございますので、車両をストックする、置いておくだけということで、改造等はしないということでございます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

6ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、桐ヶ瀬地内、畑、2,561㎡、申請理由は、事業拡大のため、隣接する申請地に事業用倉庫、資材置場、作業所を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業に基づく許可が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:鶴見委員(代理報告)

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約1.7kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人及び賃貸人には現地調査に立ち会ってもらい、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、事業用倉庫・資材置場・作業所へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

7ページ並びに、参考資料の11ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、江地内、畑、1,519 m²、申請理由は、既存の事業所敷地内の駐車場が手狭になったため、事業所に近い申請地に駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:鶴見委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約1.5kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人及び貸人に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

議案第4号と5号について、片方は賃借権設定、片方は使用貸借権設定となっておりますが、これはどのようなことになるのですか。

事務局長(広瀬和男君)

私からお答えさせていただきます。議案第4号につきましては賃貸しで有償の貸借になりまして、議案第5号につきましては使用貸借、無償での貸借となります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

議案第 5 号の参考資料に進入路がありますが、進入路はこの申請地以外となりますか。農地ではないのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

委員のおっしゃるとおり、農地以外の地目になっております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 6 号 現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

8 ページをお開き願います。

議案第 6 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、3 件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、大木地内、畑、2,075 m²、山林となった土地が 30 年経過するも、地目変更が

未済のため願出されたものであります。

処理番号 2 号、願出地、大木地内、畑、287 ㎡、墓地となった土地が 50 年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

処理番号 3 号、願出地、五箇地内、畑、144 ㎡、物置敷地となった土地が 64 年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 6 号)

処理番号 1 号：鶴見委員

議案第 6 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から南西へ約 500m にあり、山林となっていました。6 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 2 号：鶴見委員

議案第 6 号 処理番号 2 号について報告いたします。願出地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から北へ約 50m にあり、墓地となっていました。6 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、墓地となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 3 号：羽賀委員

議案第 6 号 処理番号 3 号について報告いたします。願出地は、大形小学校から南西へ約 2.5 km にあり、物置敷地となっていました。6 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、面会して行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、物置敷地となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齋藤(森)委員。

齋藤(森)委員

処理番号 2 号について、質問いたします。墓地は、願出人の単独墓地なのか、それとも共同墓地なのか、お聞きします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えします。こちらは共同墓地となっております。

齊藤(森)委員

そうすると、今後の手続きとして、市役所の現在の墓地台帳に登録されているのかどうか、もし登録されていなければ、今後登録の必要があるのかどうかについてお尋ねします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えします。今回、この議案につきまして、現況証明書を発行できることになりましたら、その後は、環境課で、墓地台帳への登録手続きを行っていただくことになります。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

この現況証明書の願出について、現況になって20年以上ということですが、30年前から40年前頃に、一筆調査を実施しているのではないかと思います。今まで疑問に思っていたのですが、その時に、登記をできなかったのでしょうか。

境界未定等で境界が決まらないところは仕方がないと思うのですが、境界が決まっていて、畑とか田とか、その一筆調査で大体わかったと思います。一筆調査をして50年はまだ経っていないと思いますが、この現況証明書の願出が出てくるのを、私はよく理解できなかったもので、発言しました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局長(広瀬和男君)

国土調査のことでしょうか。国土調査、地籍調査につきましては、実施した年代によって、確か指針等があったと思います。指針により、直せるケースや直せないケースもあったり、または地区の役員さんや、土地の地権者の意向等も含めて行ってると思いますので、その辺で少し何らかの事情があったのかと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

何か事情があったのか、個々の事情は解りかねますが、その都度質問していただいて、事務局に答えていただくようにしたいと思います。その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第7号の別紙をお開き願います。

議案第7号、令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第37条におきまして、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、公表することが義務付けられていることから、毎年度、明解な活動目標を定めるとともに、前年度の活動目標を計画どおり達成できたか、点検・評価を行うこととされております。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

議案第7号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況につきまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、令和4年2月に農林水産省からの農業委員会による最適化活動の推進等について、の通知により、農業委員会の総会において点検評価し、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表することとなっておりますことから、本日ご審議いただくものでございます。

1 ページをお開きください。

1 ページは、本市農業の概要及び農業委員会の体制について、でございますので、説明は省略させ

ていただきます。

2 ページをお開きください。

まず、2 ページ以降の構成ですが、2 ページから 5 ページまでがⅡ最適化活動の実施状況について、6 ページに、Ⅲ事務の実施状況として、総会の開催の状況や許可件数の状況などが載っているという構成になっております。では、2 ページに戻っていただきまして、Ⅱの最適化活動の実施状況につきまして、農地集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進の3つの項目でそれぞれ①が現状及び課題、②が目標、③が令和6年度の実績、その下に、農業委員会の点検結果を載せてございます。

2 ページの農地の集積におきましては、農業委員及び推進委員の皆さまには、農業者からの相談や地域における集積の推進を実施していただいたもの、また、関係機関と連携した集積の推進などにより、ページ中ほどの③実績をご覧くださいと、目標を少し超える実績が得られております。農業委員会の点検結果につきましては、2 ページ中ほどより少し下をご覧ください。担い手への集積等により、農地の集積が目標を上回る結果となった。農地中間管理事業の活用等により、引き続き農地の集積・集約に努める、といったしました。

続いて、3 ページの遊休農地の発生防止・解消におきましては、委員の皆様には、日々の農地パトロールに加えて、遊休農地の地権者の意向確認や担い手との利用調整を図るなど活動をいただいたことと思いますが、③実績では、目標を達成することができませんでした。3 ページの中ほどより少し下、農業委員会の点検結果につきましては、目標を達成することができなかった。非農地判断等を行い、守るべき農地を明確にしていくとともに、日頃の農地パトロール、所有者への指導や農地中間管理事業の活用など遊休農地の発生防止に努める、といったしました。

3 ページ、下方の新規参入の促進につきましては、4 ページの少し上の方に③実績がございしますが、こちらにつきましても、目標を達成することができませんでした。しかし、令和6年度は2経営体、面積1.9haの参入実績が得られました。農業委員会の点検結果は、4 ページの中ほどをご覧ください。目標を達成することができなかったが、2経営体の参入があった。今後も市農業政策課等関係機関と情報を共有し、新規参入者の農地取得について支援を行っていく、といったしました。

さらに、5 ページの下の方に、最適化活動のまとめとしての目標達成の評語と委員さんの評価結果を載せてございます。

目標の達成状況の評語につきましては、最適化活動全体として、目標に対して期待をごおりの結果が得られた、という評価結果となりました。

その下の表、推進委員等の点検・評価結果につきましてはご覧のとおり結果となっております。

目標の設定につきましては、国から指定をされる数値などもございまして、実績として目標を達成できていないものもあります。ですが、最適化の活動は委員さんや推進委員さんの地道な活動で支えられております。今後も、目標の達成に向けて、最適化活動、農地の集積や農地の保全などに取り組んでいただくとともに、皆さんの毎月の活動記録が基になっている部分も多くございますので、こちらの方も継続して記入をお願いしていきたいと思っております。

Ⅲ事務の実施状況につきましては、総会等の際に審査をいただいた実績数となっております。説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

それでは、1 ページの(案)を削除願います。

続いて、議案第 8 号、令和 7 年度全国農業新聞普及推進実施計画について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第 8 号の別紙をお開き願います。

議案第 8 号、令和 7 年度全国農業新聞普及推進実施計画につきましては、農業委員会の最重点事項として、位置づけられている農地利用の最適化の推進について、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことになっております。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

議案第 8 号、令和 7 年全国農業新聞普及推進実施計画につきまして、ご説明いたします。

表紙をめくっていただき、次のページの実施計画(案)をご覧ください。

農業委員会が行う情報提供活動は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号におきまして、農業一般に関する調査及び情報の提供がうたわれており、農業者への情報提供活動につきましては、農業委員会の重要な業務の一つとして位置付けがなされております。

農業委員会の最重点事項として位置づけられた農地利用の最適化の推進については、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠でございますので、農業委員会組織が行う農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動に呼応し、下妻市農業委員会が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことといたします。

本市における現状といたしましては、令和7年 5 月現在の購読部数は 57 部で、前年同月の 50 部と比較いたしまして、普及推進を進めていただいた結果、7 部増となっております。

新規購読部数の目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部の確保を図ることとし、令和 7 年 11 月末時点において、令和 7 年 5 月の 57 部から 5 部増の 62 部の達成を目指していきます。

次のページ、別紙 1 をお開きください。

こちらは、県内の市町村別普及推進状況となっております。県西梓の一番上が下妻市分になっており

ますので、ご確認ください。

次のページ、別紙 2 をお開きください。

こちらは、下妻市の普及拡大目標についてでございます。先ほどもご説明いたしましたとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部の確保を掲げ、令和 7 年 11 月末時点で 62 部の確保を目標といたします。

最後のページ、別紙 3 をお開きください。

本日、普及推進に関する申し合わせ決議といたしまして、下記の 3 点につきまして、申し合わせ決議をお願いいたします。まず、1 点目が、農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う、でございます。続きまして、2 点目が、農業委員・農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う、でございます。最後に、3 点目としまして、令和 7 年 11 月 22 日までに購読部数 62 部の達成を目指す、でございます。

以上の 3 点につきまして、本日決議をいただくとともに、実施計画の承認をいただければと思います。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2 枚目の表題より(案)を削除願います。

続いて、報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

9 ページをご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回 1 件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号 1 号、届出地、小島地内、8 筆、田及び畑、合計 8,819 ㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る 5 月 20 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

10ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、10ページから13ページまで、19件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和7年第6回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後2時38分）

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 白 井 安 男

署名委員 笠 島 修